

アクション・プランに基づく地方自治体とハローワークの一体的実施に向けた提案

平成25年5月23日

宇都宮市

1 提案の概要

宇都宮市役所本庁舎内（宇都宮市社会福祉事務所内）に、生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者、並びにその申請者及び相談者（以下「生活保護受給者等」という。）を対象とした、ハローワークの職業紹介機能を持つ就労支援窓口を設置し、本市の担当ケースワーカー、就労促進指導員、住宅支援給付担当者、ひとり親就労支援担当者（以下「ケースワーカー等」という。）と、ハローワークが連携し、生活保護受給者等に対する一体的な就労支援を実施する。

なお、実施に当たっては、運営協議会を設けて、本市と栃木労働局が密接に連携し、お互いの信頼関係の下に相互に協力をし合って、より住民の福祉の増進に資する方向で協力関係を構築していく。

2 提案理由

リーマンショック以降、生活保護受給者が急増しており、その中でも、傷病や障がいがなく、高齢者でもない「その他の世帯」に分類される稼働能力のある者の増加が目立っている。

現在、本市では、生活保護受給者については、担当ケースワーカーによる個別自立支援事業や、就労促進指導員による就労支援事業、また民間委託による就労支援事業に取り組んでいるが、就労による自立者は少ない状況にある。

また、住宅支援給付受給者については、ハローワークでの求職活動や毎月の定期的な就職活動報告が義務付けられているが、就労に至るケースは少なく、児童扶養手当受給者についても、就労相談等の各種就労支援事業を実施しているが、就業と子育てをひとりで担わなければならぬことから制約が多く、同様の状況である。

こうした背景には、景気低迷による雇用情勢の悪化だけでなく、雇用のミスマッチや、具体的な求職活動を行わない就労意欲の低い者の存在などがあり、稼働能力がある生活保護受給者等に対する効果的な就労支援のあり方が、大きな課題となっている。

こうしたことから、本人の就労意欲が低い者も含め、生活保護受給者等が、気軽に最新の求人情報に触れたり、就職相談ができ、かつ職業紹介をしてくれ

る窓口が、より身近な市役所本庁舎内にあれば、今後の就労支援の取組を推進する上で、非常に有効であると考えられる。

これにより、本市のケースワーカー等もこれまで以上に就労支援に関わりやすくなり、ハローワークとの連携が緊密になることから、それぞれが持つ情報の更なる共有が図られ、生活保護受給者等の処遇に資するものと考えられる。

さらに、生活保護等の申請や相談に来る者が、その段階で同時に求職活動も行うことができ、就労に向けた速やかで適切な支援や指導が可能となる。

以上のように、本市の業務とハローワークの業務が一体的になることは、生活保護受給者等の就労支援に効率的かつ効果的であると考えられることから、本市とハローワークの一体的実施を提案する。

3 提案内容

(1) 支援対象者

生活保護受給者、住宅支援給付受給者及び児童扶養手当受給者、並びにその申請者及び相談者

(2) 窓口設置予定場所

宇都宮市役所本庁舎1階（宇都宮市社会福祉事務所内）

(3) 主な実施内容

本市が行う生活保護受給者等に係る就労自立のための支援業務と、ハローワークが行う無料職業紹介等を一体的に実施する。

具体的には、本市は、生活保護受給者等に係る業務の実施に加えて、ケースワーカー等による就労支援事業や、民間委託による就労支援事業などを展開するとともに、職業相談や職業紹介等のため、ハローワークの常設窓口を積極的に活用していく。

ハローワークは、常設窓口に職員を配置し、本市から依頼を受けた稼動能力のある支援対象者に対して、キャリアカウンセリングや職業相談、職業紹介等を行う。